

## 【長野県感染警戒レベル5における駒ヶ根市屋内体育施設の使用条件】 R4. 5. 20 更新

- (1) 使用責任者（使用者）は基本的な感染対策を徹底し、感染の疑いがある者の来場防止に努め、コロナ感染防止を徹底してください。
- (2) 使用者は駒ヶ根市民および駒ヶ根市体育施設利用登録団体とします。但し大会については以下に記載の（4）に準じて判断してください。
- (3) 大会以外の活動回数については、週2回以内、活動時間は3時間以内としてください。但し市内の感染者数の増加、南信地域の病床使用率の上昇などが顕著な場合は、適切な回数・時間等を検討してください。練習試合などによる、他団体との共同使用は禁止とします。
- (4) 大会等の開催については、延期等も検討し、開催する場合は大会要項および感染対策の記載されたガイドライン等を使用申請時に指定管理者に提出してください。感染対策を講じた安全な大会運営に努めてください。
- (5) 施設使用前後での他団体との接触について注意し、使用後は速やかに帰宅するなど、配慮をお願いします。
- (6) 来場、退場時および、プレー以外の休憩時等にはマスクを着用してください。またソーシャルディスタンスの確保に努めてください。アルコール消毒液、予備のマスクを準備するなど各団体や個人で、可能な限りの感染予防対策をお願いします。
- (7) 接触を伴う競技については、競技ごと中央競技団体等のガイドラインを参考に競技に沿った適切な感染予防対策を行ってください。
- (8) 使用時に消毒液を用意していますので、各団体において手を触れた箇所や、器具への消毒をお願いします。
- (9) 運動中はできる限り換気を行い、屋外の状況に近い状態を保つよう努めてください。大型扇風機（サーキュレーター）も適宜利用し換気してください。
- (10) 施設使用前後に手指消毒や手洗い、うがい等を行ってください。
- (11) 施設使用後に、使用責任者はチェックリストを提出してください。
- (12) 使用責任者は、コロナ感染者が施設を使用したことが確認された場合は、速やかに指定管理者を通じて教育委員会へ連絡してください。状況を確認し該当団体を、使用日後5日前後の使用停止の措置をとらせていただきます。該当の施設については状況に応じ一時的な閉鎖を行い、消毒等の措置をとる場合があります。
- (13) 学校開放施設については、駒ヶ根市教育委員会教育長もしくは市内各小中学校長から閉鎖等の要請があった場合は、部活動等の学校行事の使用を除き、閉鎖となる場合があります。